

広報

えびな

6/15日号

編集・発行 海老名市役所 市長室

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1

☎046(231)2111(代) ☎046(233)9118

HP <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。

問 同センター (☎237・3001)

「あなたのフィールドへ。海老名市」

新政策・都市ブランドの創出事業を展開中！

図 政策事業推進課 (☎235・4635)



▲のぞわ小児科内科医院（杉久保）・野沢富一院長は、「子どもの熱は、夜に上がって朝は下がります。状態にもよりますが、夜お父さんが急に熱を出したら、あらかじめかかりつけ医に処方してもらった解熱剤を飲ませたり、水枕などで頭を冷やしたりして様子を見てください。必ずしもすぐに救急に行く必要はありません。なお、翌朝熱が下がっても、また夜になって熱が上がる心配がありますので、必ずかかりつけ医の診察を受けてください」と話します

小児医療費の対象を拡大

小6まで全額助成

市では7月から、小児医療費助成の対象年齢を、現行の小学校就学前までから小学校6年生までに拡大します。これは、少子化対策事業として子育て家庭の経済的負担の軽減と、小児の健全な育成を図るために実施するものです。

市小児医療費助成制度は、子育てにかかる保護者の負担軽減と小児の福祉増進を目的として、市内にお住まいの健康保険等に加入している0歳から中学校卒業までのお子さんを対象に、通院・入院時の保険医療費を助成する制度です（保険外診療分や入院時の食事標準負担額は助成対象外）。

同制度はこれまで、通院・入院にかかる保険医療費自己負担分の、全額助成の対象を小学校就学前までとしていたものを、今回の改正により、対象を小学校6年生までに拡大するものです（所得制限なし）。

小学校1～6年生は
6月30日までに手続きを

対象年齢拡大により、新たに全額助成の対象となる小学1～6年生（平成8年4月2日～14年4月1日生まれ）には、案内はがきを送付しています。必要書類を持参の上、児童福祉課で小児医療証発行の手続きをしてください。

▽必要書類 対象となるお子さんの健康保険証・案内はがき

▽締め切り 6月30日

※6月21日（土）は、8時30分～17時に受付窓口を開設します。なお、締め切り後に申請した場合でも、7月1日から医療証を発行するまでにかかった医療費を返還します。必要書類を持参の上、申請してください。

● 夜間、受診するかどうか迷ったら かながわ小児救急ダイヤル

夜間、子どもの急な体調の変化や病状について、すぐに医療機関を受診させた方がよいかどうか判断に迷ったときにご利用ください。看護師などが電話で助言します。

◇受付時間 毎日18時～22時

◇電話番号 プッシュ回線・携帯電話・

ISDN回線の方

⇒#8000

ダイヤル回線・IP電話の方

⇒045・722・8000

※電話番号は間違えないようお願いいたします

小学校就学前で小児医療証をお持ちの方は手続きなし

小学校就学前（平成14年4月2日以降生まれ）で、現在、小児医療証をお持ちの方は、新たに手続きをする必要はありません。来年3月末に新しい医療証を送付します。

※現在医療証を持っていない方は、申請が必要です。申請には、所得を証明する書類が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

中学生は入院費のみ助成

お子さんが中学生（平成5年4月2日～8年4月1日生まれ）の場合は、小児医療証発行の

対象ではありませんが、入院費のみ助成します（所得制限あり）下表参照。

医療機関で支払った医療費を後日返還しますので、必要書類を持参の上、申請してください。

図 児童福祉課（☎235・4823）。

中学生の医療費助成（入院）所得限度額

扶養親族の数	自営業者 (国民年金加入者、 年金未加入者)	サラリーマン (厚生年金加入者等)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

※扶養親族数が1人増えるごとに限度額が38万円加算されます

医療費返還の手続き方法

医療費返還に必要な書類を持参の上、児童福祉課へ申請してください。

〔必要書類〕

・お子さんの健康保険証

・領収書の原本（診療日から1年以上のもの）

・支給決定通知書等（健康保険組合から高額療養費等の支給がされた場合）

・保護者名義の預金通帳（ゆうちょ銀行以外のもの）

・印鑑（朱肉を使うもの）